

越谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年規則第16号)の全部を改正する。

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び[越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例\(平成5年条例第4号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
- (定義)
- 第2条 この規則における用語の意義は、次に定めるもののほか法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び[条例](#)の例による。
- 家庭廃棄物 一般廃棄物のうち尿、粗大ごみ、動物の死体及び事業廃棄物以外のものをいう。
 - 事業廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。(多量の家庭廃棄物の申出)
- 第3条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の家庭廃棄物が1回に搬出する量が10キログラムを超えるとき又は粗大ごみのときは、あらかじめ市長に申し出て、その指示を受けなければならない。
- [前項](#)の規定により土地又は建物の占有者が、市長の指示を受け越谷市リサイクルプラザに運搬するときは、廃棄物処分届出書(家庭系)([第1号様式の1](#))を市長に提出しなければならない。
- (廃棄物減量等推進審議会の組織)
- 第4条 [条例第7条](#)の廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各1名を置く。
- 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。(会議)
- 第5条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開催することができない。
 - 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(専門部会)
- 第6条 審議会に、専門委員による専門部会を設置することができる。
- 専門委員は、審議会委員のうちから、市長が任命する。(庶務)
- 第7条 審議会の庶務は、環境経済部資源循環推進課において所掌する。(委任)
- 第8条 [第4条](#)から[前条](#)までに規定するもののほか審議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。(収集又は運搬の禁止の対象等)
- 第8条の2 [条例第9条の2第1項](#)の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
- 市と廃棄物の収集等に係る委託契約を締結している事業者
 - 市長が資源回収実施団体として認めた団体
- [条例第9条の2第1項](#)の再利用の対象となる物として規則で定めるものは、古紙、びん及び缶とする。(収集又は運搬の禁止の命令)
- 第8条の3 [条例第9条の2第2項](#)の規定による命令は、命令書([第1号様式の3](#))により行うものとする。(市が処理する事業廃棄物の範囲)
- 第9条 [条例第12条第2項](#)の規定により市が運搬することができる事業廃棄物は、1回に搬出する量が10キログラム以内の一般廃棄物とする。(業者への委託)
- 第10条 事業者は、その事業廃棄物のうち自ら運搬し、又は処分することができないものについては、[条例第12条第2項](#)の規定により市が運搬し、又は処分するものを除き、その処理を一般廃棄物処理業者に委託するものとする。(事業廃棄物の処分手続き)
- 第11条 事業者は、事業廃棄物を自ら資源化又は適正に処理できないときは、あらかじめ市長に申し出て、その指示を受けなければならない。
- [前項](#)の規定により事業者が、市長の指示を受け越谷市リサイクルプラザに運搬するときは、廃棄物処分届出書(事業系)([第1号様式の2](#))を市長に提出しなければならない。(手数料の徴収)
- 第12条 [条例第13条第1項](#)の手数料は、2月分若しくは1月分をまとめて、又はそのつど徴収するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。
- [条例第20条第1項](#)の手数料は、許可申請の際徴収するものとする。
 - [第1項](#)の手数料の納期限は、市長が別に定める。(手数料の減額又は免除)
- 第13条 [条例第13条第3項](#)の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書([第2号様式](#))を、市長に提出しなければならない。ただし、天災による場合で特に市長が認めるときは、この限りでない。
- 市長は、[前項](#)に規定する申請を受けたときは、実情を調査し、その結果を一般廃棄物処理手数料減免決定通知書([第3号様式](#))により当該申請者に通知するものとする。(一般廃棄物処理業の許可申請)
- 第14条 [条例第14条](#)の規定による申請は、一般廃棄物処理業許可申請書([第4号様式](#))に必要な書類を添付して行うものとする。
- [前項](#)の規定は、法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更に係る許可の申請について準用する。(浄化槽清掃業の許可申請)
- 第15条 [条例第18条第1項](#)の規定による申請は、浄化槽清掃業許可申請書([第5号様式](#))に必要な書類を添付して行うものとする。(許可申請事項の変更等の届出)
- 第16条 一般廃棄物処理業の許可業者は、次に掲げる事項に変更(法第7条の2第1項の事業の範囲の変更を除く。)が生じたときは、その事実の生じた日から10日以内に許可申請事項変更届([第6号様式](#))により市長に届け出なければならない。
- 住所その他省令第2条の6第1項各号に掲げる事項
 - [前号](#)に掲げるもののほか、[第14条第1項](#)に規定する許可申請書及びその添付書類に記載した事項
 - 浄化槽清掃業の許可業者は、[前条](#)に規定する許可申請書及びその添付書類の記載事項に変更が生じたときは、その事実の生じた日から30日以内に許可申請事項変更届により市長に届け出なければならない。
 - 法第7条の2第4項又は第5項の規定による届出は、一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書([第6号様式の2](#))により行うものとする。(許可の基準)
- 第17条 [条例第14条](#)又は[第18条第1項](#)の規定により一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。
- 申請者が自ら業務を実施する者であること。
 - 申請者(法人にあっては、その業務を行う役員)が、法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)又は関係法令に違反し、罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者に該当しないこと。
 - 申請者が、法第7条第5項及び第10項又は浄化槽法第36条に規定する基準に適合し、並びに業務を適正かつ確実に実施するために必要な人員、車両、設備、器材、財政的基礎及び能力を有する者であること。
 - [前各号](#)に定めるもののほか市長が必要と認める事項
- (許可証)
- 第18条 [条例第15条第1項](#)の許可証は、一般廃棄物処理業にあっては一般廃棄物処理業許可証([第7号様式](#))、浄化槽清掃業にあっては浄化槽清掃業許可証([第8号様式](#))のとおりとする。(許可証の譲渡又は貸与の禁止)
- 第19条 許可業者は、[前条](#)の許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。(許可証の再交付申請)
- 第20条 [条例第15条第2項](#)の規定による申請は、許可証再交付申請書([第9号様式](#))により行うものとする。
- [前項](#)の場合において、再交付申請の理由が許可証の破損又は汚損であるときは、当該許可証を添付しなければならない。(業務の休止又は廃止の届け出)
- 第21条 [条例第16条](#)の規定による届出は、業務廃止(休止)届([第10号様式](#))により行うものとする。(許可の取り消し等)
- 第22条 [条例第17条](#)及び[第19条](#)の規定により許可業者の許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書([第11号様式](#))又は業務停止命令書([第12号様式](#))により行うものとする。(処理業許可審査会)
- 第23条 [条例第14条](#)又は[第18条第1項](#)の規定により一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けようとする者を審査するため、処理業許可審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 審査会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。環境経済部長、建設部長、都市整備部長、環境政策課長、資源循環推進課長、廃棄物指導課長、農業振興課長、道路総務課長、下水道経営課長、都市計画課長、開発指導課長、農業委員会事務局長
 - 会長は、環境経済部長をもって充て、会議の議長となる。
 - 副会長は、建設部長をもって充てる。
 - 審査会は、会長が招集し、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 会長は、次に掲げる場合であるときは、各委員に合議して会議に代えることができる。
 - 許可申請が更新であって、かつ、当該申請者が許可期間内において法、浄化槽法又は関係法令に違反していない場合
 - 急を要する場合その他特に会長が認める場合
 - [第2項](#)から[前項](#)までに定めるもののほか審査会に関し必要な事項は、会長が別に定める。(許可証の返還)
- 第24条 許可業者は、[次の各号](#)の一に該当するときは、許可証を市長に返還しなければならない。
- 許可の有効期間が満了したとき。
 - 許可を取り消されたとき。
 - 業務を廃止したとき。(実績報告書の提出)
- 第25条 許可業者は、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に関する前月の実績を毎月10日までに、一般廃棄物処理業者にあっては廃棄物処理業務実績報告書([第13号様式の1](#))はし尿処理業務実績報告書([第13号様式の2](#))により、浄化槽清掃業者にあっては浄化槽清掃業務実績報告書([第14号様式](#))により市長に報告しなければならない。(産業廃棄物の範囲)
- 第26条 市が処理する産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。(準用規定)
- 第27条 [第11条](#)、[第12条第1項](#)及び[第3項](#)並びに[第25条](#)の規定は、[条例第21条](#)の規定による産業廃棄物の処理について準用する。この場合において「一般廃棄物」又は「事業廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「手数料」とあるのは「収集、運搬又は処分に必要な費用」と、「許可業者」とあるのは「法第14条第1項の規定により産業廃棄物処理業の許可を受けた者で、かつ、その営業区域を越谷市内とする者」と読み替えるものとする。(告示事項)
- 第28条 [条例第24条](#)の規定により告示する事項は、次に掲げるとおりとする。
- 縦覧の場所及び期間
 - 施設の名称
 - 施設の設置場所
 - 施設の種類
 - 意見書の提出先及び提出期限
 - その他市長が必要と認める事項
- (越谷市廃棄物処理施設専門委員会の組織)
- 第29条 [条例第17条の2](#)の廃棄物処理施設専門委員会(以下「委員会」という。)に委員長を置く。
- 委員長の選任は、委員の互選による。
 - 委員長は委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。(会議)
- 第30条 委員会の会議は、市長の依頼を受け、委員長が招集する。
- 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
 - 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、委員会に諮って公開しないことができる。
 - 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - [前項](#)の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
 - 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。(庶務)
- 第31条 委員会の庶務は、環境経済部廃棄物指導課において所掌する。(委任)
- 第32条 [第29条](#)から[前条](#)までに規定するもののほか委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。(一般廃棄物処理施設の許可証)
- 第33条 法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証([第15号様式](#))を交付するものとする。(一般廃棄物処理施設の許可証の再交付)
- 第34条 一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証又は省令第12条の5の規定による許可証の再交付を受けようとする者は、廃棄物処理施設設置(変更)許可証再交付申請書([第16号様式](#))を市長に提出しなければならない。
- [前項](#)の場合において、再交付申請の理由が許可証の破損又は汚損であるときは、当該許可証を添付しなければならない。(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の結果通知)
- 第35条 市長は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を一般廃棄物処理施設使用前検査結果通知書([第17号様式](#))により当該検査の申請者に通知するものとする。(一般廃棄物処理施設の定期検査の結果通知)
- 第36条 市長は、法第8条の2の2第1項の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書([第18号様式](#))により当該検査の申請者に通知するものとする。(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の結果通知)
- 第37条 市長は、法第9条第5項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)又は法第9条の2の3第2項の規定による確認をしたときは、当該確認の結果を一般廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書([第19号様式](#))により当該確認の申請者に通知するものとする。(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定証)
- 第38条 市長は、法第9条の2の4第1項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定をしたときは、熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定証([第20号様式](#))を交付するものとする。(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出及び設置等に係る確認の通知)
- 第39条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書([第21号様式](#))によるものとする。
- 法第9条の3第4項ただし書(同条第9項において準用する場合を含む。)の通知は、一般廃棄物処理施設確認通知書([第22号様式](#))によるものとする。(産業廃棄物処理業の許可を要しない者の指定)
- 第40条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する市長の指定を受けようとする者は、産業廃棄物収集運搬業(処分業)許可不要者指定申請書([第23号様式](#))を市長に申請しなければならない。
- [前項](#)の指定は、産業廃棄物収集運搬業(処分業)許可不要者指定書([第24号様式](#))を交付して行うものとする。(産業廃棄物処理業の許可証の再交付)
- 第41条 産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者は、その事業に係る許可証の再交付を市長に申請することができる。

- 2 前項の規定による申請は、産業廃棄物処理業等許可証再交付申請書(第25号様式)を市長に提出することにより行わなければならない。この場合において、再交付申請の理由が許可証の破損又は汚損であるときは、当該許可証を添付しなければならない。
- (産業廃棄物処理業の休止の届出)
- 第42条 産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者は、その事業の全部又は一部を30日以上休止しようとするときは、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業(処分業)休止届出書(第26号様式)により、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- (産業廃棄物処理施設の使用前の検査の結果通知)
- 第43条 市長は、法第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書(第27号様式)により当該検査の申請者に通知するものとする。
- (産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置等の届出)
- 第44条 省令第12条の7の17第2項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(第28号様式)により行わなければならない。
- 2 前項による届出を受理したときは、受理書(第29号様式)を当該届出をした者に交付するものとする。
- 3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設変更(廃止)届出書(第30号様式)により行わなければならない。
- (産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の結果通知)
- 第45条 市長は、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項又は第15条の3の2第2項の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認をしたときは、当該確認の結果を産業廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書(第31号様式)により当該確認の申請者に通知するものとする。
- (登録証明書の再交付)
- 第46条 登録廃棄物再生事業者は、政令第19条の規定による登録証明書の再交付を市長に申請することができる。
- 2 前項の規定による申請は、廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書(第32号様式)を市長に提出することにより行わなければならない。この場合において、再交付申請の理由が登録証明書の破損又は汚損であるときは、当該登録証明書を添付しなければならない。
- (登録廃棄物再生事業者の変更の届出)
- 第47条 政令第20条の規定による届出は、登録廃棄物再生事業者変更届出書(第33号様式)により行わなければならない。
- (登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止等の届出)
- 第48条 政令第21条の規定による届出は、登録廃棄物再生事業者事業場廃止(休止・再開)届出書(第34号様式)により行わなければならない。
- (報告の徴収)
- 第49条 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、変更し、又は廃止した日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更・廃止)報告書(第35号様式)を市長に提出しなければならない。
- (1) 住所及び氏名(法人にあつては事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 事業場の所在地
- (3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名、職名及び資格
- (4) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、変更又は廃止の年月日及びその事由
- 2 法第12条第8項に規定する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理実績報告書(第36号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期日までに実績報告書を提出することができないと認められる場合は、市長が当該事由を勘案して定める日までに提出しなければならない。
- (1) 住所及び氏名(法人にあつては事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 事業場の所在地
- (3) 産業廃棄物処理施設で処分した産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量
- 3 産業廃棄物収集運搬業者(積替え又は保管を行う者に限る。)及び産業廃棄物処分業者並びに特別管理産業廃棄物収集運搬業者(積替え又は保管を行う者に限る。)及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理実績報告書(第37号様式)を市長に提出しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- (1) 住所及び氏名(法人にあつては事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 許可の種類、許可の年月日及び許可番号
- (3) 委託者の氏名又は名称及び委託者ごとの受託量
- (4) 運搬した場合には、運搬先ごとの運搬量並びに当該産業廃棄物を引き渡した者の氏名又は名称及び引渡量
- (5) 処分した場合には、処分場所及び処分方法ごとの処分量並びに当該処分により生じた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の量
- (6) 運搬又は処分を他人に委託した場合には、受託者の氏名又は名称、住所並びに許可番号並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量
- (7) 処分により生じた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を他人に委託した場合には、受託者の氏名又は名称、住所並びに許可番号並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量
- (8) 産業廃棄物の処理施設で処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量
- 4 法第15条の2の5第1項に規定する処理施設を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該処理施設における一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に関し、当該一般廃棄物及び産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物及び産業廃棄物処理実績報告書(第38号様式)を市長に提出しなければならない。この場合においては、第2項ただし書の規定を準用する。
- (1) 住所及び氏名(法人にあつては事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 事業場の所在地
- (3) 当該処理施設で処分した一般廃棄物及び産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた一般廃棄物及び産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量
- (事故状況等の届出)
- 第50条 法第21条の2第1項の規定による届出は、特定処理施設に係る事故状況等届出書(第39号様式)により行わなければならない。
- (様式)
- 第51条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによるものとする。
- (1) 法第8条第2項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書(第40号様式)
- (2) 政令第17条第1項の申請書 廃棄物再生事業者登録申請書(第41号様式)
- (3) 政令第19条の登録証明書 廃棄物再生事業者登録証明書(第42号様式)
- (4) 省令第4条の4の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(第43号様式)
- (5) 省令第4条の4の2の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書(第44号様式)
- (6) 省令第4条の17の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(第45号様式)
- (7) 省令第5条の3第1項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書(第46号様式)
- (8) 省令第5条の4の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(第47号様式)
- (9) 省令第5条の5第1項の届出書 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(第48号様式)
- (10) 省令第5条の5の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(第49号様式)
- (11) 省令第5条の5の3の届出書 一般廃棄物処理施設に係る欠格要件該当届出書(第50号様式)
- (12) 省令第10条の10の3又は第10条の24の届出書 産業廃棄物処理業(特別管理産業廃棄物処理業)欠格要件該当届出書(第51号様式)
- (13) 省令第12条の11の3の届出書 産業廃棄物処理施設に係る欠格要件該当届出書(第52号様式)
- (14) 省令第5条の5の5第1項の申請書 熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定申請書(第53号様式)
- (15) 省令第5条の5の10第1項の届出書 熱回収一般廃棄物処理施設休廃止等届出書(第54号様式)
- (16) 省令第5条の5の11第1項の報告書 熱回収一般廃棄物処理施設熱回収報告書(第55号様式)
- (17) 省令第5条の8の届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書(第56号様式)
- (18) 省令第5条の11第1項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(第57号様式)
- (19) 省令第5条の12第1項の申請書 合併・分割認可申請書(第58号様式)
- (20) 省令第6条第1項の届出書 相続届出書(第59号様式)
- (その他)
- 第52条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 附 則(平成11年規則第15号)
- この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 附 則(平成12年規則第52号)抄
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則(平成12年規則第85号)
- この規則は、平成13年1月6日から施行する。
- 附 則(平成15年規則第10号)
- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第23条第2項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則(平成15年規則第73号)
- この規則は、平成15年12月1日から施行する。
- 附 則(平成17年規則第39号)
- この規則中第4号様式及び第5号様式の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成17年7月1日から施行する。
- 附 則(平成19年規則第93号)抄
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成19年11月1日から施行する。
- 附 則(平成20年規則第12号)
- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則(平成21年規則第14号)
- この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5号様式(裏)の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成23年規則第20号)抄
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則(平成27年規則第99号)
- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則(平成28年規則第67号)
- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1号様式の3の改正規定及び第10号様式から第12号様式までの改正規定(第11号様式及び第12号様式に係る部分に限る。)は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則(平成29年規則第41号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成31年規則第5号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 附 則(令和2年規則第1号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(令和2年規則第28号)抄
- (施行期日)
- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則(令和2年規則第52号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(令和3年規則第2号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(令和3年規則第9号)抄
- (施行期日)
- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則(令和3年規則第55号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 附 則(令和3年規則第72号)
- この規則は、公布の日から施行する。

[第1号様式の21\(第3条関係\)](#)

第1号様式の1(第3条関係)

廃棄物処分届出書(家庭系)			
依頼 年月日	年 月 日	NO	
搬入者氏名			
住 所	越谷市		
電 話	()		
搬 入 物	一般廃棄物		
搬入車両		登録番号	
備 考			

[第1号様式の2\(第11条関係\)](#)

第1号様式の2(第11条関係)

廃棄物処分届出書(事業系)			
依頼 年月日	年 月 日	NO	
事業所名			
搬入者氏名			
住 所	越谷市		
電 話	()		
搬 入 物	一般廃棄物		
搬入車両		登録番号	
処 理 料	有 無	金 額	円
備 考			

[第1号様式の3\(第8条の3関係\)](#)

第1号様式の3(第8条の3関係)

命 令 書

年 月 日

様

越谷市長 印

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第9条の2第2項の規定により、廃棄物の収集・運搬の禁止を命ずる。

1 氏 名

2 住 所

3 禁止を命ずる事項

4 禁止を命ずる理由

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

[第2号様式\(第13条関係\)](#)

第2号様式(第13条関係)

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所
氏 名

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第13条第3項の規定により廃棄物手数料の減額又は免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

記

1 手数料の種類

2 手数料の額 年 月分 円

3 申請区分 減 額 免 除

4 申請理由

[第3号様式\(第13条関係\)](#)

第3号様式(第13条関係)

一般廃棄物処理手数料減免決定通知書

第 年 月 日 号

様

越谷市長 印

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第13条第3項の規定により廃棄物手数料の減額又は免除について、次のとおり決定したので通知いたします。

記

1 手数料の種類

2 手数料の額 年 月分 円

3 決定区分 減額する 減額しない 免除する 免除しない

4 決定理由

5 減免額 年 月分 円

第4号様式(第14条関係)

第4号様式(第14条関係)

(表)

一般廃棄物処理業許可申請書

年 月 日

越谷市長 宛

住所
氏名
電話
〔法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第7条第1項・第7条第6項・第7条の2第1項)の規定により一般廃棄物処理業の(許可・許可更新・変更許可)を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、本申請に基づいて、市が私の市民税の納税状況を確認することについて同意します。

営業所の所在地	
取扱廃棄物の種類	ごみ・し尿・汚でい・その他()
収集、運搬又は処分の別	収集・運搬・処分(最終処分を除く)・最終処分
営業区域	
車両、器材の種類及び数量	
従業員の数	
処 理 料 金	
処分地の所在地	
処分地の面積	

(裏)

○添付書類

- 1 事業計画書
- 2 申請者が個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 申請者、法定代理人、申請者が法人である場合の当該法人の役員、政令第4条の7に規定する使用者が法第7条第5項第4号に掲げる欠格要件に該当しない旨記載した書類
- 4 業務経歴書
- 5 履歴書(法人にあっては、役員等名簿及び履歴書)
- 6 従業員名簿
- 7 所有する施設の構造図、配置図及び案内図
- 8 その他市長が必要と認める書類

第5号様式(第15条関係)

(表)

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所
氏 名
電 話
〔法人にあっては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、本申請に基づいて、市が私の市民税の納税状況を確認することについて同意します。

営業所の所在地						
機能点検用具	温度計	個	透視度計	個	水素イオン濃度 指数測定器具	個
	汚泥沈澱試験器具					
清掃用具	スカム及び汚泥厚測定器具					
	パイプ及びスロット掃除器具					
	ろ床洗浄器具					
汚泥収集運搬車	別紙のとおり					
環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条に規定する能力を有する者	氏 名	資格の種類	取得年月日	経 験 年 数		
汚泥の処分先	東埼玉資源環境組合・その他()					

(裏)

○添付書類

- 1 事業計画書
- 2 申請者が個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 申請者(申請者が浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は法人にあっては、その法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその役員を含む。)が浄化槽法第36条第2号イからニまで及びヘからチまでのいずれにも該当しない旨記載した書類
- 4 業務経歴書
- 5 履歴書(法人にあっては、役員等名簿及び履歴書)
- 6 従業員名簿
- 7 所有する施設の構造図、配置図及び案内図
- 8 その他市長が必要と認める書類

第6号様式(第16条第1項又は第2項関係)

許可申請事項変更届

年 月 日

越谷市長 宛

住 所
氏 名
電 話
〔法人にあっては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日 第 号で許可を受けた
について、次のとおり変更したので、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する規則
第16条の規定により届け出ます。

変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更理由		

添付書類
1 許可証
2 変更に関する書類

第6号様式の2 (第16条関係)

一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第4項又は第5項の規定により、欠格要件に該当するに至ったことを届け出ます。

許可の年月日 及び許可番号	一般廃棄物収集運搬業	年 月 日 第 号
	一般廃棄物処分業	年 月 日 第 号
※ 欠格要件のうち 該当するに至っ たもの及び具体 的事由	(該当する欠格要件)	
	(具体的事由) (「誰」が「どうした」ので欠格要件に該当した、と いうように記載してください。)	
※欠格要件に該当するに至った年月日		年 月 日

備考 法第7条の2第5項の規定による届出の場合は、※欄は記入しないこと。

[第7号様式\(第18条関係\)](#)

第7号様式 (第18条関係)

(表)

第 号	
一般廃棄物処理業許可証	
住 所 氏 名 〔法人にあつては、事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可 する。 年 月 日	
越谷市長 印	
営業所の所在地及び名称	
取扱廃棄物の種類	
収集運搬及び処分の別	
営業区域	
営業許可期間	

(裏)

許可の条件	
-------	--

[第8号様式\(第18条関係\)](#)

第8号様式(第18条関係)

第 号	
浄化槽清掃業許可証	
住所 氏名 (法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
浄化槽法第35条第1項の規定により次のとおり許可する。	
年 月 日	
越谷市長 印	
営業所の所在地	
営業区域	
営業許可期間	
許可の条件	

[第9号様式\(第20条関係\)](#)

第9号様式(第20条関係)

許可証再交付申請書	
年 月 日	
越谷市長 宛	住所 氏名 (法人にあつては、事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名)
許可証を紛失(破損、汚損)したので、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第15条第2項の規定により次のとおり許可証の再交付を申請します。	
業 種	① 一般廃棄物処理業 ・ ② 浄化槽清掃業
再交付申請の理由	

[第10号様式\(第21条関係\)](#)

第10号様式(第21条関係)

業務廃止(休止)届

年 月 日

越谷市長 宛

住 所
氏 名
(法人にあつては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日 第 号で許可を受けた
業を廃止(休止)にしたいので、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止(休止)する 取扱廃棄物の種類			
収集運搬及び処分の別			
営業区域			
廃止(休止)予定年月日	休 止 期 間	年 月 日	～ 年 月 日
	廃 止 期 日	年 月 日	
廃止(休止)をする理由			
添付書類	許可証		

[第11号様式\(第22条関係\)](#)

第11号様式(第22条関係)

第 号

許 可 取 消 書

住 所
氏 名
(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日 第 号で許可した に
ついては、 の規定に基づき、次のとおり許可を取り消す。

1 取消事項

2 取消理由

年 月 日

越谷市長 印

(教示)
この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

[第12号様式\(第22条関係\)](#)

第12号様式(第22条関係)

第 号
業 務 停 止 命 令 書
住 所
氏 名
(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
年 月 日 第 号で許可した に ついては、 の規定に基づき、次のとおり業務の停止を命ずる。
1 停止を命ずる事項
2 停 止 期 間
3 停止を命ずる理由
年 月 日
越谷市長 印
(教示) この処分不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第13号様式の1(第25条関係)

第13号様式の1(第25条関係)

廃棄物処理業務実績報告書		年 月 日
越谷市長 宛		住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名)
年 月の業務実績を越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する規則第25条の規定により次のとおり報告します。		
取扱廃棄物の種別	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物	実 動 延 人 員 人
契約事業所数		稼 動 延 車 両 台
収集運搬車両の保有台数	種 別 積 載 量 台 数 仕 様 備 考	
廃棄物の種類	処分量(内訳) 単位 kg	
	収集運搬量	自己施設 東埼玉資源環境組合施設 越谷市の施設 その他の施設
	kg	可燃物 不燃物 可燃物 不燃物 可燃物 不燃物

第13号様式の2(第25条関係)

第16号様式(第34条関係)

廃棄物処理施設設置(変更)許可証再交付申請書

年 月 日

越谷市長 宛

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、事務所の所在地、)
 名称及び代表者の氏名

電話番号

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する規則第34条の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

種 別	一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
再交付申請の理由	

備考 破損し、又は汚損した場合にあつては、当該破損し、又は汚損した許可証を添付すること。

[第17号様式\(第35条関係\)](#)

第17号様式(第35条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

越谷市長 印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設を検査したところ、その結果は下記のとおりでしたので通知します。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
種 類 ・ 能 力	
検 査 申 請 年 月 日	年 月 日
竣 功 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	当該一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する申請書に記載した設置に関する計画に 適合している。 適合していない。
備 考	

[第18号様式\(第36条関係\)](#)

第18号様式(第36条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書 第 号 年 月 日 様 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知します。 越谷市長 印	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次の検査期限	年 月 日
備考	

[第19号様式\(第37条関係\)](#)

第19号様式(第37条関係)

一般廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書 第 号 年 月 日 様 越谷市長 印 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)又は第9条の2の3第2項の規定により、一般廃棄物最終処分場を確認したところ、その結果は下記のとおりでしたので通知します。	
---	--

記

許可年月日及び許可番号 又は届出年月日	年 月 日 第 号
設置場所	
確認申請年月日	年 月 日
確認年月日	年 月 日
確認結果	当該一般廃棄物最終処分場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)又は第9条の2の3第2項に規定する技術上の基準に 適合している。 適合していない。
備考	

[第20号様式\(第38条関係\)](#)

第20号様式(第38条関係)

熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定証	
年 月 日	
住 所	
氏 名	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。</p>	
越谷市長 印	
認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱 回 収 の 方 法	
熱回収に必要な設備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	<p>1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。</p> <p>2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。</p>

第21号様式(第39条関係)

第21号様式(第39条関係)

(表面)

一般廃棄物処理施設設置届出書	
年 月 日	
越谷市長 宛	
住 所 氏 名 〔法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名 電話番号〕	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、一般廃棄物処理施設を設置するので、次のとおり届け出ます。</p>	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※届出年月日	年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の理立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	$m^3/日()$ 時間 $t/日()$ 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置
	一般廃棄物処理施設の処理方式
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法（排出の位置、排出先等を含む。）を含む。
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事務処理欄	

第22号様式(第39条関係)

(裏面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△理立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
備考		
<p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。また、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。</p> <p>3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。</p> <p>4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図</p> <p>5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>		

第22号様式(第39条関係)

一般廃棄物処理施設確認通知書

第 号
年 月 日

様

越谷市長 印

年 月 日付けで届出があった下記の施設については、その届出の内容が相当であると認められるので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第4項ただし書(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

記

施設の種類	
設置場所	
届出の内容	一般廃棄物処理施設(設置・変更)

第23号様式(第40条関係)

第23号様式(第40条関係)

(表面)

収集運搬業
産業廃棄物 許可不要者指定申請書
処分業

年 月 日

越谷市長 宛

住 所
氏 名
〔法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
電話番号

第9条第2号
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第10条の3第2号
に規定する市長の

指定を受けたいので、次のとおり申請します。

業務の区分 (該当する業務の番号を○で囲むこと。)	1 産業廃棄物収集運搬業(積替え及び保管を除く。)
	2 産業廃棄物収集運搬業(積替え及び保管を含む。)
	3 産業廃棄物処分業
産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
事業所(事業場)の所在地	(電話) 従業員の数 人
収集運搬施設	
保管施設	
再生利用の施設	
再生利用の目的	
再生利用の方法	
排出事業所の所在地及び名称	(電話)
再生利用事業所の所在地及び名称	(電話)
事業開始予定年月日	年 月 日

(裏面)

添付書類

- 1 再生利用されることが確実であることを証明する書類(証明書又は契約書の写し)
- 2 申請者が、個人の場合は住民票の写し(本籍(外国人にあっては、国籍等)の記載のあるものに限る。)、法人の場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 再生利用施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 4 申請者(法人にあっては役員を含む。)が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 5 業務経歴を記載した書類
- 6 役員及び従業員名簿
- 7 経理的基礎に関する資料
- 8 その他市長が必要と認める書類

第24号様式(第40条関係)

第24号様式(第40条関係)

第 号

産業廃棄物 収集運搬業 許可不要者指定書
処 分 業

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物 収集運搬業 の許可を要
処 分 業

しない者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号
第10条の3第2号
の規定により、次のとおり指定します。

- 1 業務の区分
- 2 産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物
又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
- 3 排出事業所
- 4 再生利用事業所
- 5 再生利用の目的
- 6 再生利用の方法

年 月 日

越谷市長 印

[第25号様式\(第41条関係\)](#)

第25号様式(第41条関係)

産業廃棄物処理業等許可証再交付申請書

年 月 日

越谷市長 宛

申請者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、事務所の所在地、〕
〔名称及び代表者の氏名〕

電話番号

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する規則第41条の規定により、次のとおり許可証
の再交付を申請します。

種 別	産業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物処分業 特別管理産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物処分業
許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
再交付申請の理由	

備考 破損し、又は汚損した場合にあつては、当該破損し、又は汚損した許可証を添付
すること。

[第26号様式\(第42条関係\)](#)

第26号様式(第42条関係)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物) 収集運搬業 休止届出書
処 分 業
年 月 日

越谷市長 宛

住 所
氏 名
〔法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
電話番号

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物) 収集運搬業の一部(全部)を休止するので、
越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する規則第42条の規定により、次のとおり届け出ま
す。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
休 止 に 係 る 業 務	
休 止 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
休 止 の 理 由	

[第27号様式\(第43条関係\)](#)

第27号様式(第43条関係)

産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書
第 号
年 月 日
様

越谷市長 印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項(同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により、産業廃棄物処理施設を検査したところ、その結果は下記のとおりでしたので通知します。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
種 類 ・ 能 力	
検 査 申 請 年 月 日	年 月 日
竣 功 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	当該産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項(同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)に規定する申請書に記載した設置に関する計画に 適合している。 適合していない。
備 考	

[第28号様式\(第44条関係\)](#)

(表面)

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所
氏 名〔法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等について、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
処理開始予定年月日	年 月 日
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分用の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	埋立地の面積 m^2 (既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。) 埋立地の残余容量 m^3
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る同法第15条第1項の許可に付された条件	
△産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量(当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあっては石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が同項第5号の2又は第6号に掲げる施設(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあっては水銀処理物の処理量を含む。)の見込み	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第2項の場合にあっては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域	時期 地域

備考

- 産業廃棄物処理施設の種類については、破碎施設、焼却施設、溶融施設又は最終処分場の別を記入すること。
- △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

添付書類

- 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「省令」という。)第12条の5に規定する許可証の写し
- 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては、次に掲げるいずれかの書類
 - 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類
 - 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類
 - 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9に規定する認定証の写し
 - 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類

[第29号様式\(第44条関係\)](#)

第29号様式(第44条関係)

受理書

第 号
年 月 日

様

越谷市長

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による届出を受理しました。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあっては石綿含有一般廃棄物を処理する旨、当該施設が同項第5号の2又は第6号に掲げる施設(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあっては水銀処理物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る同法第15条第1項の許可に付された条件	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第2項の場合にあっては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域	

備考 当該産業廃棄物処理施設の種類若しくはその施設において処理する産業廃棄物の種類に変更があったとき又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から10日以内に、この受理書を添えて、届け出なければならない。

[第30号様式\(第44条関係\)](#)

第30号様式(第44条関係)

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設変更(廃止)届出書
年 月 日

越谷市長 宛

住 所
氏 名
(法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物処理施設の種類の変更(処理する産業廃棄物の種類の変更、一般廃棄物の処理の事業の廃止)をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容 (変更があつた場合)	産業廃棄物処理施設の種類の 産業廃棄物処理施設において 処理する産業廃棄物の種類 (当該施設が廃棄物の処理及 び清掃に関する法律施行規則 第12条の7の16第1項第4号の2 に掲げる施設である場合に あつては、石綿含有産業廃棄物 を処理する旨)	
	変 更 年 月 日	年 月 日
一般廃棄物の処理の事業の廃止年月日		年 月 日
届 出 年 月 日		年 月 日

- 備考 1 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
2 この届出書は、変更又は廃止の日から10日以内に提出すること。
3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による届出書に基づき交付された受理書を添付すること。

第31号様式(第45条関係)

第31号様式(第45条関係)

産業廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書
第 号
年 月 日
様

越谷市長 印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第5項又は同法第15条の3の2第2項の規定により、産業廃棄物最終処分場を確認したところ、その結果は下記のとおりでしたので通知します。

記

許可年月日及び許可番号 又は届出年月日	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
確 認 申 請 年 月 日	年 月 日
確 認 年 月 日	年 月 日
確 認 結 果	当該産業廃棄物最終処分場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第5項又は同法第15条の3の2第2項に規定する技術上の基準に適合している。 適合していない。
備 考	

第32号様式(第46条関係)

第32号様式(第46条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

氏 名

(法人にあつては、事務所の所在地、)
名称及び代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び再利用に関する規則第46条の規定により、次のとおり登録証明書の再交付を申請します。

登録年月日 及び登録番号	年 月 日 第 号
再交付申請の理由	

備考 破損し、又は汚損した場合にあつては、当該破損し、又は汚損した登録証明書を添付すること。

[第33号様式\(第47条関係\)](#)

第33号様式(第47条関係)

登録廃棄物再生事業者変更届出書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

氏 名

(法人にあつては、事務所の所在地、)
名称及び代表者の氏名

電話番号

年 月 日付け登録番号 の登録に係る事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

	新	旧
変更した事項の内容		
変更年月日		
変更理由		

[第34号様式\(第48条関係\)](#)

第34号様式(第48条関係)

廃止
登録廃棄物再生事業者事業場休止届出書
再開

年 月 日

越谷市長 宛

住 所
氏 名

(法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃止
事業場を休止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定によ
再開

り、次のとおり届け出ます。

事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地	事務所 (電話)
	事業場 (電話)
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	
廃止若しくは休止又 は再開の理由	
廃止若しくは休止又 は再開の年月日	年 月 日

備考 廃止の場合は、廃棄物再生事業者登録証明書を添付すること。

[第35号様式\(第49条関係\)](#)

第35号様式(第49条関係)

特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更・廃止)報告書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所
氏 名

(法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

設置
特別管理産業廃棄物管理責任者を 変更 したので、越谷市廃棄物の処理及び再利用
廃止

に関する規則第49条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事 業 場 の 所 在 地	(電話番号)
特別管理産業廃棄物 管理責任者の職 名 及 び 氏 名	職名 氏名
特別管理産業廃棄物 管理責任者の資格	
特別管理産業廃棄物 管理責任者の設置、 変更又は廃止の年月 日 及 び その 事 由	年 月 日 (事由)
※事務処理欄	

備考 ※欄は記入しないこと。

[第36号様式\(第49条関係\)](#)

第36号様式(第49条関係)

産業廃棄物処理実績報告書(年度)

年月日

越谷市長宛

住所氏名(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)電話番号

年度の産業廃棄物の処理実績について、越谷市産業物の処理及び再利用に関する規則第49条第2項の規定により、次のとおり報告します。

Table with 7 columns: 事業場の所在地, 処理した産業廃棄物の種類と年間処理量, 処分後の産業廃棄物の処分量. Includes a summary row at the bottom.

- 備考 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処分した産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。 2 処分した産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。 3 処分した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、A欄にその旨を記載すること。

第37号様式(第49条関係)

第37号様式その1(第49条関係)

(表面)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理実績報告書(年度)【収集運搬業】

年月日

越谷市長宛

住所氏名(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)電話番号

年度の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績について、越谷市産業物の処理及び再利用に関する規則第49条第3項の規定により、次のとおり報告します。

Table with 10 columns: 許可の種類, 委託者, 運搬先, 引き渡した者, 許可年月日, 年月日, 許可番号, 氏名, 氏名, 引数量. Includes a summary row at the bottom.

(裏面)

Table with 6 columns: 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類, 委託者, 運搬先, 引き渡した者, 許可番号, 氏名. Includes a summary row at the bottom.

- 備考 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。 2 委託者とは、報告者に運搬を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と収集運搬業者から再委託を受ける場合があること。なお、再委託である場合は、再委託者の許可番号を記載すること。また、住所は、当該産業廃棄物の引渡しを受けた場所の住所を記載すること。 3 報告者が引き渡した者に運搬を再委託した場合は、再委託者について記載し、添欄に(再)と記載すること。 4 運搬した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載すること。

第37号様式その2(第49条関係)

(表面)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理実績報告書(年度)【中間処分業・最終処分業】

年月日

越谷市長宛

住所氏名(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)電話番号

年度の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績について、越谷市産業物の処理及び再利用に関する規則第49条第3項の規定により、次のとおり報告します。

Table with 10 columns: 許可の種類, 委託者, 処分者, 委託内容, 許可年月日, 年月日, 許可番号, 氏名, 氏名, 委託量. Includes a summary row at the bottom.

(裏面)

Table with 8 columns: 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類, 委託者, 処分, 受託者, 許可番号, 氏名, 委託内容, 委託量. Includes a summary row at the bottom.

- 備考 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処分した産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。 2 委託者とは、報告者に処分を委託したものをいい、排出事業者から委託を受ける場合と処分業者から再委託を受ける場合があること。なお、処分業者からの再委託である場合は、添欄に(再)と記載すること。 3 受託者とは、報告者が処分を委託した者をいい、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあっては(再)と記載すること。 4 産業廃棄物の処理施設の処分実績については、処理施設で処分した量を別紙に記入し、添付すること。 5 処分した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載すること。

別紙

産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書(年度)

Table with 7 columns: 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理施設の種類, 処分した産業廃棄物の種類及び年間処理量, 処分後の産業廃棄物の処分量. Includes a summary row at the bottom.

- 備考 1 処分した産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。 2 処分した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、A欄にその旨を記載すること。

第38号様式(第49条関係)

越谷市長 宛

住 所
氏 名
(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の廃棄物の処理実績について、越谷市産業廃棄物の処理及び再利用に関する規則第49条第4項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地 産業廃棄物処理 施設の種類	処分した産業廃棄物の種類と年間処分量(単位 t・m ³)								(電話番号)														
	A	A	A	A	B	B	B	B	処分後の産業廃棄物の処分量(単位 t・m ³)		種	類	排	出	量	処	分	方	法	処	分	量	
合 計																							

備考
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに産業廃棄物の処理及び再利用に関する法律第15条の2の5第1項に規定する処理施設において処分した一般廃棄物及び産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。
2 処分した一般廃棄物の種類をA欄に、産業廃棄物の種類をB欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。

[第39号様式\(第50条関係\)](#)

越谷市長 宛

届出者
住 所
氏 名
(法人にあっては、事務所の所在地、)
(名称及び代表者の氏名)
電話番号

特定処理施設において破損その他の事故が発生し、応急の措置を講じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2第1項の規定により、関係図面を添えて届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定処理施設の種類	
特定処理施設の設置場所	
事故の発生年月日	年 月 日 午前 時 分頃 午後
事故の状況	
講じた措置の概要	

備考
1 「特定処理施設の種類」の欄には、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又はその他の処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第18条に規定する処理施設をいう。)の別を記入すること。更に、具体的な施設の種類、形式等を括弧書きにすること。
2 「事故の状況」の欄については、発生箇所及び発生原因並びに汚水又は気体の飛散、流出の状況等、生活環境の保全上の支障の状況を記入すること。
3 「講じた措置の概要」の欄については、生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のための応急措置の概要を記入すること。
4 「事故の状況」及び「講じた措置の状況の概要」の欄に、その記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、必要に応じ図面、フロー図等を添付すること。

[第40号様式\(第51条関係\)](#)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書 年 月 日	
越谷市長 宛	申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名 電話番号)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種別	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※許可の年月日	年 月 日
※許可番号	
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間 埋立地の面積 m ² 埋立容量 m ³
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置
	一般廃棄物処理施設の処理方式
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値 その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項
※事務処理欄	

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があつたとき)			
発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額割合	本 籍 住 所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人があつた場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 一般廃棄物処理施設の種別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。			
3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。			
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図			
5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
6 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。			
8 市長が定める部数を提出すること。			
※手数料欄			

第41号様式(第51条関係)

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所
氏 名
〔法人にあつては、事務所の所在地〕
〔名称及び代表者の氏名〕
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項に規定する廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事務所及び事業場の所在地	事務所 (電話)
	事業場 (電話)
事業の内容	
施設の種類・数量	
施設の構造	
設備の概要	
経理的基礎資料	別添のとおり 手数料欄

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 3 申請者が、個人の場合は住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。)、法人の場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 4 業務経歴を記載した書類
- 5 一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業等の許可を受けている者は、許可証の写し
- 6 その他市長が必要と認める書類

[第42号様式\(第51条関係\)](#)

第42号様式(第51条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書

住 所
氏 名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項に規定する廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを証する。

年 月 日

越谷市長 印

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 事業の内容
- 4 登録年月日
- 5 登録番号

[第43号様式\(第51条関係\)](#)

第43号様式(第51条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所
氏 名
(法人にあつては、事務所の所在地、)
名称及び代表者の氏名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
竣 功 の 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※事務処理欄	

備考 ※欄は記入しないこと。

[第44号様式\(第51条関係\)](#)

第44号様式(第51条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

越谷市長 宛

申請者
住 所
氏 名
(法人にあつては、事務所の所在地、)
名称及び代表者の氏名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

備考 ※欄は記入しないこと。

[第45号様式\(第51条関係\)](#)

越谷市長 宛

住 所
氏 名
〔法人にあつては、事務所の所在地、〕
〔名称及び代表者の氏名〕
電話番号

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 の 場 所	
理 立 処 分 開 始 年 月	
理 立 処 分 終 了 予 定 年 月	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
理立処分を開始してから前年度の3月31日までに理立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の4月から9月までに理立処分された一般廃棄物の数量	
理立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	

備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。

一般廃棄物処理施設変更許可申請書 年 月 日					
越谷市長 宛	申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名) 電話番号				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。					
一般廃棄物処理施設の設置の場所					
一般廃棄物処理施設の種類					
許可の年月日	年 月 日				
許可番号					
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 <table border="1"> <tr> <th>変更後</th> <th>変更前</th> </tr> <tr> <td> 一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量) 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3 </td> <td> $m^3/日()$ 時間 $t/日()$ 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3 </td> </tr> </table>	変更後	変更前	一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量) 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3	$m^3/日()$ 時間 $t/日()$ 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
変更後	変更前				
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量) 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3	$m^3/日()$ 時間 $t/日()$ 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3				
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画 △一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画				
変更の理由					
着工予定年月日	年 月 日				
使用開始予定年月日	年 月 日				
※許可の年月日	年 月 日				
※許可番号					
※事務処理欄					

申請者(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住 所	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな)名称		住 所	籍 所
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住 所	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな)名称		住 所	籍 所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住 所	籍 所
	役職名・呼称		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住 所	籍 所
	役職名・呼称		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があつたとき)			
発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな)氏名又は名称	保有する株式の数又は出資の金額割合	本 住 所	籍 所
生年月日			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人があつた場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住 所	籍 所
	役職名・呼称		
備考			
1 ※欄は記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図 (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値 (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値 (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあっては生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場にあつては排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。 6 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 8 市長が定める部数を提出すること。			
※手数料欄			

第47号様式(第51条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書		年 月 日	
越谷市長 宛		住所 氏名 〔法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名〕 電話番号	
一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種別			
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		許可(届出) 年 月 日 第 号	
変 更 の 内 容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4(同規則第5条の9において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更(同規則第5条の4第6号関係を除く。)		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項		
	(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
	(ふりがな)	住所	
	名 称		
	(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
	(ふりがな)	生年月日	本 籍
	氏 名	役職名・呼称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
備考			
1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
2 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。			

第48号様式(第51条関係)

第48号様式(第51条関係)

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書		年 月 日	
越谷市長 宛		住所 氏名 〔法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名〕 電話番号	
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分が終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 (電話番号)		
設置場所			
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号		
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 m ²	埋立ての深さ m	覆土の厚さ m
埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状	種類	数量(m ³)	性状

第49号様式(第51条関係)

第49号様式(第51条関係)

(表面)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所
氏 名
〔法人にあつては、事務所の所在地、〕
〔名称及び代表者の氏名〕
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)又は同法第9条の2の3第2項の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設置場所		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号	
埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量	種類	数量(m ³)
埋立地の面積及び埋立の深さ	面積 m ²	埋立ての深さ m
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	

備考

- 1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
- 2 保有水等とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。
- 3 覆いとは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。

第50号様式(第51条関係)

第50号様式(第51条関係)

一般廃棄物処理施設に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、事務所の所在地、〕
〔名称及び代表者の氏名〕
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項又は第7項の規定により、欠格要件に該当するに至ったことを届け出ます。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
※欠格要件のうち該当するに至ったもの及び具体的事由	(該当する欠格要件)
	(具体的事由) (「誰」が「どうした」ので欠格要件に該当した、というように記載してください。)
※欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日

備考 法第9条第7項の規定による届出の場合は、※欄は記入しないこと。

第51号様式(第51条関係)

第51号様式(第51条関係)

産業廃棄物処理業(特別管理産業廃棄物処理業)欠格要件該当届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、事務所の所在地、〕
〔名称及び代表者の氏名〕
電話番号

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第3項において準用する同法第7条の2
第14条の5第3項において準用する同法第7条の2

第4項又は第5項の規定により、欠格要件に該当するに至ったことを届け出ます。
第4項又は第5項

許可の年月日 及び許可番号	産業廃棄物収集運搬業	年 月 日 第 号
	産業廃棄物処分業	年 月 日 第 号
	特別管理産業廃棄物 収集運搬業	年 月 日 第 号
	特別管理産業廃棄物 処 分 業	年 月 日 第 号
※ 欠格要件のうち 該当するに至つ たもの及び具体 的事由	(該当する欠格要件)	
	(具体的事由) (「誰」が「どうした」ので欠格要件に該当した、と いうように記載してください。)	
※欠格要件に該当するに至った年月日		年 月 日

備考 次に掲げる規定による届出の場合は、※欄は記入しないこと。

- (1) 法第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第5項
- (2) 法第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第5項

[第52号様式\(第51条関係\)](#)

第52号様式(第51条関係)

産業廃棄物処理施設に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者
住 所
氏 名
〔法人にあつては、事務所の所在地、〕
〔名称及び代表者の氏名〕
電話番号

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第
6項又は第7項の規定により、欠格要件に該当するに至ったことを届け出ます。

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
一般廃棄物処理 施設の設置の場所	
一般廃棄物処理 施設の種類	
※ 欠格要件のうち 該当するに至つ たもの及び具体 的事由	(該当する欠格要件)
	(具体的事由) (「誰」が「どうした」ので欠格要件に該当した、と いうように記載してください。)
※欠格要件に該当するに至った年月日	
年 月 日	

備考 法第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第7項の規定による届出の場合
は、※欄は記入しないこと。

[第53号様式\(第51条関係\)](#)

熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定申請書 年 月 日	
越谷市長 宛	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所の所在地、) 名称及び代表者の氏名 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
熱回収施設の設置の場所	
※認定の年月日	年 月 日
※認定番号	
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画 △設備の維持管理に関する計画
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類
	熱回収の方法
	熱回収率 %
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※ 事務処理欄	

備考
1 ※欄は記入しないこと。 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。 (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。 (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。 7 市長が定める部数を提出すること。
※手数料欄

熱回収一般廃棄物処理施設休止等届出書 年 月 日	
越谷市長 宛	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所の所在地、) 名称及び代表者の氏名 電話番号	
熱回収施設を休止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
熱回収施設の設置の場所	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理 由
	年月日 年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理 由 (廃止・休止・再開の別)
	年月日 年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容
	理 由
	年月日 年 月 日
※事務処理欄	
備考	
1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。	

第55号様式(第51条関係)

熱回収一般廃棄物処理施設熱回収報告書 年 月 日	
越谷市長 宛	報告者 住 所 氏 名 (法人にあっては、事務所の所在地、) 名称及び代表者の氏名 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。	
認 定 の 年 月 日 及 び 認 定 番 号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年3月31日までの の年間の熱回収率	%
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。	

第56号様式(第51条関係)

第56号様式(第51条関係)

一般廃棄物処理施設変更届出書 年 月 日																														
越谷市長 宛	住 所 氏 名 (法人にあっては、事務所の所在地、) 名称及び代表者の氏名 電話番号																													
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、一般廃棄物処理施設を変更するので、次のとおり届け出ます。																														
一般廃棄物処理施設の設置の場所																														
一般廃棄物処理施設の種別																														
届出年月日	年 月 日																													
変 更 の 内 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類																													
	一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分用に供される場所の面積及び埋立容量)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">変更後</th> <th colspan="2">変更前</th> </tr> <tr> <td>$m^3/日()$ 時間</td> <td>$m^3/日()$ 時間</td> <td>$m^3/日()$ 時間</td> <td>$m^3/日()$ 時間</td> </tr> <tr> <td>$t/日()$ 時間</td> <td>$t/日()$ 時間</td> <td>$t/日()$ 時間</td> <td>$t/日()$ 時間</td> </tr> <tr> <td>$m^3/時間$</td> <td>$m^3/時間$</td> <td>$m^3/時間$</td> <td>$m^3/時間$</td> </tr> <tr> <td>$t/時間$</td> <td>$t/時間$</td> <td>$t/時間$</td> <td>$t/時間$</td> </tr> <tr> <td>埋立地の面積 m^2</td> <td>埋立地の面積 m^2</td> <td>埋立地の面積 m^2</td> <td>埋立地の面積 m^2</td> </tr> <tr> <td>埋立容量 m^3</td> <td>埋立容量 m^3</td> <td>埋立容量 m^3</td> <td>埋立容量 m^3</td> </tr> </table>	変更後		変更前		$m^3/日()$ 時間	$m^3/日()$ 時間	$m^3/日()$ 時間	$m^3/日()$ 時間	$t/日()$ 時間	$t/日()$ 時間	$t/日()$ 時間	$t/日()$ 時間	$m^3/時間$	$m^3/時間$	$m^3/時間$	$m^3/時間$	$t/時間$	$t/時間$	$t/時間$	$t/時間$	埋立地の面積 m^2	埋立地の面積 m^2	埋立地の面積 m^2	埋立地の面積 m^2	埋立容量 m^3	埋立容量 m^3	埋立容量 m^3	埋立容量 m^3
	変更後		変更前																											
	$m^3/日()$ 時間	$m^3/日()$ 時間	$m^3/日()$ 時間	$m^3/日()$ 時間																										
	$t/日()$ 時間	$t/日()$ 時間	$t/日()$ 時間	$t/日()$ 時間																										
	$m^3/時間$	$m^3/時間$	$m^3/時間$	$m^3/時間$																										
	$t/時間$	$t/時間$	$t/時間$	$t/時間$																										
	埋立地の面積 m^2	埋立地の面積 m^2	埋立地の面積 m^2	埋立地の面積 m^2																										
	埋立容量 m^3	埋立容量 m^3	埋立容量 m^3	埋立容量 m^3																										
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画																													
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画																														
変更の理由																														
着工予定年月日	年 月 日																													
使用開始予定年月日	年 月 日																													
備考																														
1 一般廃棄物処理施設の種別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。また、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図 (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値 (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値 (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあっては生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場においては排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値 3 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。																														

第57号様式(第51条関係)

一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書 年 月 日	
越谷市長 宛	申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名) 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の譲受け・借受けの許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※ 譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※ 譲受け等の許可番号	
※ 事務処理欄	

申請者(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな)名称		住	所
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな)名称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)			
発行済株式の総数		株	出資の額
(ふりがな)氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額割合	本 籍 住 所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。			
4 市長が定める部数を提出すること。			
※手数料欄			

合併・分割認可申請書		年 月 日
越谷市長 宛 申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名) 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。		
① 一般廃棄物処理施設の設置の場所		
② 一般廃棄物処理施設の種類		
③ 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
④ 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名		
⑤ 合併又は分割の方法及び条件		
⑥ 合併又は分割の理由		
⑦ 合併又は分割の時期		
※ 認可の年月日	年 月 日	
※ 認可番号		
※ 事務処理欄		

⑧ 申請者			
(ふりがな) 名 称	住 所		
⑨ 役員			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所	
⑩ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(当該株主又は出資をしている者がある場合)			
発行済株式の総数		株	出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の額 割合	本 籍 住 所

⑪ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所	
⑫ 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、役員となる者			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所	

⑬ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者			
発行済株式の総数		株	出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本 籍 住 所
⑭ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人となる者(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所	
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。			
3 ⑨～⑫の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
4 ⑨及び⑫の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。			
5 市長が定める部数を提出すること。			
※手数料欄			

（表面）

相統届出書		年 月 日
越谷市長 宛	届出者 住 所 氏 名 〔法人にあっては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名〕 電話番号	
一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相統により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。		
被相統人との続柄		
被相統人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
相統の開始の日		
※ 事務処理欄		

（裏面）

相統人			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所 住 所	
法定代理人（相統人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）			
（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所 住 所	
（法人である場合）			
(ふりがな) 名 称		住 所	
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 所 住 所	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（相統人に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 所 住 所	
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 「相統人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 市長が定める部数を提出すること。			
4 この届出書は、相統の日から30日以内に提出すること。			
※手数料欄			